

平成26年3月議会

お年寄りが使用する施設をバリアフリーに

2015年や2030年問題として取り上げられているように、団塊の世代の高齢化が問題視されています。飛島村も近い将来において高齢化が進むと想定されます。

先般、公民館ホールのトイレでつまずきケガをされた方がおられたとお聞きしました。

敬老センターなどは比較的バリアフリー化されていますが、今後増えるだろうお年寄りが使うと思われる公民館ホールのような施設のバリアフリーについては、まだこれからのように見受けられます。

村の保有する施設のバリアフリーについて今後どのようにお考えかおたずねします。

答弁者 村長

バリアフリー化を順次進める

まずもってケガをされた方には申し訳なく思います。

ご指摘のホール棟のトイレについては、現場を確認し、今月末までには、改修できる予定です。

なお、今年度のトイレ洋式化工事の折、公民館棟及び総合体育館のトイレにつきましては、段差をなくす工事も行っております。

また、村の施設のバリアフリー化については、一部の施設において、施工が難しいところもありますが、今後、老若男女を問わず、誰にでもやさしい施設を目指して順次進めたいと考えます。

村の施設は地震に安全か調査改修は空調も同時に

東日本大震災で吊り天井が崩壊し被害が発生し問題化しています。

村が保有する施設に吊り天井はあるのか。あるとすれば、地震に対する取り組みについておたずねします。

また、私が一般質問で施設の空調化をお願いしたときに村長は「ほとんどの体育館が建築後、³/₀年以上を経過し、修繕が必要な個所もありますので、改修時期等を捉えながら慎重に進めていきたいと考えております。」という回答でした。

吊り天井の調査は絶好の機会です。二度手間にならないように空調も併せて調査し、空調も同時に改修を進めるべきではないでしょうか。

答弁者 村長

天井の安全点検及び空調に関する調査を実施する

東日本大震災の被災状況に鑑み、内閣府や関係諸官庁により地震や津波被害に対する想定基準の見直しが相次いで公表され、昨年8月には、国土交通省より「安全上重要である天井および天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」等が告示され、本年4月より施行されました。

この告示は、天井が200㎡以上あり、高さが6mを超えるものは、「特定天井」と定義され、その用途・規模に応じて落下防止装置等の耐震改修工事の義務が課せられるものであります。

飛島学園、公民館、公民館分館、南部の各体育館とともに、公民館のホールの各施設が対象となると考えられます。これらの特定天井がある施設に加え、多くの来場者が見込まれ防災上必要と考えられる役場や保育所などの施設の吊り天井についても、同様に耐震耐力上安全であるかどうかの点検を実施していきたいと考えています。

この天井耐震点検の実施後は、耐震上、改修工事が必要であると判断されれば、速やかに耐震改修工事を実施していき、地震等で天井の崩落がないように万全を尽くしていきたいと考えています。

また、併せて空調に関する調査も同時に進めたいと考えています。